

令和4年2月22日

〒220-8138

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1横浜ランドマークタワー38階

株式会社エクシオジャパン

代表取締役 佐伯 猛 殿

〒856-0876

長崎市賑町5番24号 向ビル201

電話：095-895-8520 FAX：095-895-8521

【毎週火曜日（祝日を除く）13：00～16：00】

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき

理事長 福 崎 博 孝

（申入担当者 弁護士 今井悠人）

（電話 0956-59-7986）



申 入 書

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の未然防止を図ることを目的に、消費者団体、学識経験者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題専門家により構成されている法人であり、将来的に適格消費者団体としての認定申請を予定しています。

さて、貴社の運営するウェブサイト (<https://www.exeo-japan.co.jp>) に掲載された貴社開催の婚活パーティーに係る申込要領等を当法人において調査したところ、その一部に消費者契約法に照らして不当と思われる点があると判断しました。

そこで、当法人は、貴社に対し、後記のとおり申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応等を、文書にて、令和4年5月末日までに、当法人にご回答ください。なお、ご不明な点がございましたら、申入担当者までお問い合わせください。

最後に、ご回答の有無及びご回答内容につきましては、消費者への情報提供のため、当法人のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表させていただくことがありますことをあらかじめ申し添えます。

敬具

記

第1 申入れの趣旨

- 1 貴社ウェブサイトに記載されている別紙第1の1ないし14の削除を求める文言欄記載の各文言を削除するか、適法な文言に訂正してください。
- 2 貴社ウェブサイトに記載されている別紙第2の1及び2の変更を求める文言欄記載の各文言を、提案する文言欄記載の各文言に変更してください。

第2 申入れの理由

1 消費者契約法の適用

貴社の開催する婚活パーティーについては、貴社と参加者との間には、参加者からの参加申込みと、貴社による参加申込みの承諾により、参加に係る契約が成立しています。

消費者契約法は、事業者と消費者との間の消費者契約に適用される場所、貴社は、「法人その他の団体」等に当たり、事業者に該当します（消費者契約法2条2項）。一方の参加者は、婚活パーティーという性質上、婚姻や恋愛といった個人的な目的のためにパーティーに参加するため、消費者に該当します（消費者契約法2条1項）。したがって、貴社の開催する婚活パーティーへの参加に係る契約は、消費者契約法の適用される消費者契約に該当します（消費者契約法2条3項）。貴社においては、参加者との間で婚活パーティーの参加に係る契約を締結するに当たり、消費者契約法を遵守しなければなりません。具体的には、貴社の開催する婚活パーティーへの参加に係る契約の規律を定めるに当たり、消費者契約法を念頭に置いていただく必要があります。貴社が定めた規律が消費者契約法に違反する場合には、当該規律は無効になります。

2 婚活パーティーのキャンセル料について—消費者契約法9条1号

- (1) 消費者契約法9条1号は、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」消費者契約の条項は、「当該超える部分」を無効とする旨規定しています。

- (2) 貴社ウェブサイトの記載内容のうち、別紙第1に（婚活パーティーのキャンセル料関係）と表示した各文言からは、次の①から③までの規律内容を読み取ることができます。

- ①パーティー開催日の4日前の午後8時以降に婚活パーティーの参加申込みをキャンセルする場合において、参加費の定価が2000円以上のとき

- は、参加費の定価の100%に相当する金額のキャンセル料が発生する。
- ②パーティー開催日の4日前の午後8時以降に婚活パーティーの参加申込みをキャンセルする場合において、参加費の定価が2000円以下のときは、2000円のキャンセル料が発生する。
- ③ただし、コラボレーションパーティー又は特別企画の場合には、パーティー開催日の10日前からキャンセル料が発生することがある。
- (3) まず、パーティー開催日の4日前の午後8時以降のキャンセルに係るキャンセル料の金額を参加費の定価の100%に相当する金額とすることが消費者契約法9条1号に違反するかどうかについて述べます。
- ア 貴社の設定しているキャンセル料の額がキャンセルにより貴社に生ずべき平均的損害の額を超えるかどうかを分析するに当たっては、キャンセルにより貴社に生じ得る損害を、パーティー開催に要する経費の負担、貴社が得られるはずであった利益の逸失、その他の損害の3つに区分して検討するのがよいと考えられます。
- イ このうち、パーティー開催に要する経費の関係では、一般的な経費としては、名札等の事務用品費、会場費、食事代、人件費等を想定することができるところ、事務用品費は、他のパーティーで利用することが可能であると推測されますので、参加者がキャンセルをしたからといって貴社の損害となるわけではないと推測されます。会場費は、参加者のキャンセルを理由に貴社が会場の予約自体を解約することになったとしても、必ずしも全ての会場で4日前の午後8時以降会場予約の解約に係る違約金その他の費用が発生するわけではないと考えられます。食事代は、食事が提供されないパーティーであれば、そもそも経費は発生しませんし、食事の提供が予定されているパーティーであっても、必ずしも4日前の午後8時以降は食事自体のキャンセルができなくなるわけではないと推測されます（旅館の宿泊予約のキャンセルに関する事例ではありますが、一般的な宿泊施設では前日に食材を仕入れるため、前々日までのキャンセルであれば食材の注文を取り消すことが可能であるとして、前々日までに宿泊予約のキャンセルがあった場合には、食事代相当額の損害は発生しない旨判断した裁判例（東京地方裁判所平成23年11月17日判決）があります。）。人件費については、参加者のキャンセルを理由にパーティーの開催自体を中止した場合にも人件費が発生するかどうかは問題となります。以上の考察は、パーティー参加費に含まれる経費の項目を当法人において推測した上での考察に過ぎませんが、いずれにせよ、パーティー開催に係る経費は、費目によっては、パーティー開催日の4日前の午後8時を過ぎたとしても経

費としての発生を回避することができるものもあるのではないかと考えられ、また、キャンセルの時期を問わず、いつでも経費としての発生を回避することができるものもあるのではないかと考えられます。

また、仮に、パーティー開催日の4日前の午後8時の時点で、経費としての発生を回避することができなくなる費目があったとしても、キャンセルにより空いた参加枠を、新たな参加申込みにより埋めることができるのであれば、新たな参加者から参加費の支払を受けることにより、当該経費の回収を図ることが可能になります。貴社のウェブサイトを押見する限り、貴社は、オンラインであれば15分前まで、電話であれば、20分前までは定価で、20分前以降は500円割増料金で参加の申込みを受け付けているようですので、4日前の午後8時以降も、新たな参加申込みはあり得るものと考えられ、経費の回収を図る可能性はあるものといえます。

したがって、参加者がパーティー開催日の4日前の午後8時以降にキャンセルをしたとしても、そのせいで貴社がパーティー開催に要する経費を回収することができなくなってしまうという関係性が存在するわけではないものと思料いたします。

ウ 貴社の利益の逸失の関係では、そもそも、逸失利益は平均的損害に含まれないという見解があります。また、経費について述べたのと同様、参加申込みのキャンセルにより空いた参加枠を、新たな参加申込みにより埋めることができるかどうかという問題もあると考えられます。前述のとおり、貴社においては、パーティー開催日の4日前の午後8時以降も参加申込みを受け付けている以上、新たな参加申込みの可能性はあり得るものと考えられますので、参加者がパーティー開催日の4日前の午後8時以降にキャンセルをしたからといって、貴社が本来得られるはずであった利益を確定的に逸失してしまうわけではないと考えられます。

エ 加えて、貴社の婚活パーティーの中には、一方の性別の参加者の参加費を無料としているものがあります。そういったパーティーの場合、パーティー開催に要する経費や貴社の利益は、他方の性別の参加者の参加費に転嫁する方法により回収を図っているのではないかと推測されます。仮に、そうであるとするならば、参加費が無料とされている参加者がキャンセルをした場合については、新たな参加申込みがあるか否かに関わらず、貴社に損害は発生しないものと考えられます。

オ 最後に、その他の損害についてですが、貴社のウェブサイトを押見いたしますと、貴社がキャンセルに対して高額なキャンセル料を設定しているのは、男女の人数差が出ないようにするためなのではないかと拝察される

ところでは、このことからすると、貴社は、キャンセルにより男女の人数差が出ることを貴社に生じ得る損害と捉えている可能性があるのではないかと考えられます。

しかし、男女それぞれの参加人数は、基本的には偶然の事情により決まるものであると考えられるため、そもそも、男女の人数差が出ないようにするという自体に、果たしてどのような意味合いがあるのかという疑問があります。

また、この点を措くとしても、一旦男女の参加人数が揃ったパーティーにキャンセルが出て男女の人数差が生じたとしても、前述のとおり、貴社においては、パーティー開催の直前まで参加申込みを受け付けている以上、その後の新たな参加申込みにより再び男女の参加人数が揃う可能性があり、パーティー開催日の4日前の午後8時以降のキャンセルが直ちに男女の人数差に結び付くとは限らないといえます。

さらに、男女の人数差がどのような意味で貴社にとって損害であるのかという点にも疑問があります。一応、男女の参加人数に差がある場合には、参加者からの評判が悪くなり、貴社の開催する婚活パーティーの信用が毀損されるといったことを観念することができないわけではないものの、空論の域を出るものではなく、このような意味での損害の発生を実証することは著しく困難であると考えられます。

したがって、男女の人数差が出ないようにするということと、キャンセル料の金額とは、必ずしも連動するわけではないというべきです。

そのほか、当法人においては、キャンセルにより貴社に生じ得る損害を想定することはできません。

カ 以上のことから、パーティー開催日の4日前の午後8時以降のキャンセルに係るキャンセル料の金額をパーティー参加費の定価の100%に相当する額と定めることは、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定であるといえ、消費者契約法9条1号により、無効であると考えられます（パーティー開催日の10日前からキャンセル料が発生する可能性があることを定める部分はなおさらです。）。したがって、当法人は、貴社に対し、パーティー開催日の4日前の午後8時以降のキャンセルにつきキャンセル料を定める貴社ウェブサイト中の文言を削除するよう申し入れます。

(4) 次に、パーティー参加費の定価が2000円以下のときは2000円のキャンセル料が発生すると定めていることについてです。

このうち、パーティーの参加費の定価額の100%に相当する部分が貴社

に生ずべき平均的損害の額を超え、消費者契約法9条1号により無効となる可能性が高いことは前述のとおりです。

さらに、この定めは、参加費の定価の100%とするにとどまらず、パーティー参加費の定価額を上回るキャンセル料が発生する可能性があることを定めています。パーティー参加費の定価の額を超える部分については、参加費から回収されるべき経費や利益のいずれにも当たりませんし、そのほかどのような損害を想定しているのかも分かりません。したがって、パーティー参加費の定価の額を超えるキャンセル料を定める部分についても、消費者契約法9条1号に違反する可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

以上のことから、当法人は、貴社に対し、参加費の定価が2000円以下のときは2000円のキャンセル料が発生することを定める文言を削除するよう申し入れます。

3 アフターフォローサービスのキャンセル料について—消費者契約法9条1号

(1) 貴社ウェブサイトの記載内容のうち、別紙第1に（アフターフォローサービスのキャンセル料関係）と表示した各文言を含むアフターフォローサービスに関する記載内容からは、次の①から③までの内容を読み取ることができます。

①貴社は、婚活パーティーの参加者から、電話又はオンラインにより、アフターフォローサービスの申込みを受け付けている。

②アフターフォローサービスの料金は、電話による申込みの場合3000円、オンラインによる申込みの場合2500円である。

③アフターフォローサービスを申込後にキャンセルする場合、電話による申込みであるかオンラインによる申込みであるかを問わず、また、キャンセルの時期を問わず、3000円のキャンセル料が発生する。

(2) まず、電話によるアフターフォローサービスの申込みのキャンセルに係るキャンセル料の金額を、キャンセルの時期を問わず、サービスの料金と同額の3000円と定めていることについてです。

このような定めが消費者契約法9条1号により無効となるかどうかは、アフターフォローサービスの申込みのキャンセルにより貴社に具体的にどのような損害が発生するのかによることとなりますが、キャンセルの時期に関わらず貴社にサービスの料金と同額の損害が発生するということは、にわかには想定し難いことであり、このような定めは、平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定とされる可能性が高いと考えられます。

したがって、当法人は、貴社に対し、電話によるアフターフォローサービスの申込みのキャンセルに係るキャンセル料の金額をサービスの料金と同

額の3000円と定める文言の削除を求めます。

- (3) 次に、オンラインによるアフターフォローサービスの申込みのキャンセルに係るキャンセル料の金額を、キャンセルの時期を問わず、サービスの料金(2500円)よりも高い金額である3000円と定めていることについてです。

キャンセル料3000円のうち、サービス料金の額2500円に相当する部分が消費者契約法9条1号により無効となる可能性が高いことは、前述のとおりです。

さらに、残りのサービス料金を超える500円部分についても、貴社にとってどのような損害がこれに相当するのか当法人においては検討が付かず、やはり、消費者契約法9条1号により無効とされる可能性が高いと思料いたします。

したがって、当法人は、貴社に対し、オンラインによるアフターフォローサービスの申込みのキャンセルに係るキャンセル料の金額を3000円と定める文言を削除するよう申し入れます。

4 事務手数料について—消費者契約法9条1号

- (1) 貴社ウェブサイトの記載内容のうち、別紙第1に(事務手数料関係)と表示した各文言は、参加者が、コラボレーションパーティー又は特別企画の参加費を事前振込み又はクレジットカード決済により支払った場合において、パーティー開催日の4日前の午後8時よりも前にキャンセルするときは、貴社は、参加者に対し、支払われた参加費から事務手数料として1000円を控除して返金する旨を定めています。

- (2) 以上の定めは、名目こそ事務手数料とされているものの、キャンセルに伴う参加者の経済的負担を定めているという点で、実質においてキャンセル料等と相違はなく、解除に伴う損害賠償額の予定に該当するといえます。

事前振込みを受けた場合やクレジットカード決済により支払を受けた後、キャンセルにより参加費を返金するまでの間に、貴社において具体的にどのような損害が発生するのかは不明であり、事務負担として一律に1000円に相当する経済的負担が発生することは想定し難いものと思料します(クレジットカード決済の場合には、一般に代金の3%程度の手数料負担が発生することが多いかと存じますが、このような手数料負担だけであれば、参加費の金額が3万3000円を超えるパーティーでなければ、キャンセルをした参加者に事務手数料として1000円を負担させることを正当化することはできません)。したがって、事前振込み又はクレジットカード決済による支払の場合のキャンセルにつき返金額から事務手数料として1000円を

控除する旨の定めは、キャンセルにより貴社に平均的に生ずべき損害の額を超えるために該当する可能性が高く、消費者契約法9条1号により無効となる可能性が高いと考えられます。

以上のことから、当法人は、貴社に対し、参加費を事前振込み又はクレジットカード決済により支払ったパーティー参加の申込みをパーティー開催日の4日前の午後8時よりも前にキャンセルする場合に支払われた参加費から事務手数料1000円を控除して返金する旨の定めを削除するよう申し入れます。

5 感染症感染時の免責について—消費者契約法8条1項1号

- (1) 消費者契約法8条1項1号は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項」は無効とする旨規定しています。
- (2) 貴社ウェブサイトの記載内容のうち、別紙第1に（感染症感染時の免責関係）と表示した各文言は、貴社が開催する婚活パーティーに参加したことによって参加者が感染症に感染した場合、貴社に生じ得る損害賠償責任を免除する旨を定めています。
- (3) イベントを主催する場合、主催者には、参加者の生命、身体、健康、安全に配慮すべき安全配慮義務が課されると考えられます。安全配慮義務とは、「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」として、判例上、認められている義務です（最高裁判所昭和50年2月25日判決）。

貴社ウェブサイトを見ますと、パーティーの案内の中に、感染症対策の取組みについて、次のような説明がされています。

■婚活パーティー感染症対策実施・取組みについて■

株式会社エクシオジャパンでは新型コロナウイルスの感染拡大予防の対策としまして以下の取組みを行っております。

- ・ご参加いただくお客様のマスク着用を必須とさせていただきます。
※お忘れのお客様には、受付時に購入して頂きます。
- ・アルコール消毒液設置
- ・お客様が触れる箇所の消毒を徹底
- ・定期的な換気の実施
- ・お客様同士のソーシャルディスタンスの徹底

■スタッフについて■

- ・接客時におけるマスクの着用を義務付けています。
- ・出勤時の健康チェック（検温）、手洗い、アルコール消毒、咳エチケット等を義務付けています。
- ・37.5℃以上の社員は出勤させません。

この説明からは、貴社は、婚活パーティーの開催に当たり、参加者の生命、

身体健康、安全を保護するための具体的な対策を講じることを公約しているものと理解することができます。

一般論としてイベント主催者である貴社に安全配慮義務が課されるかという問題は措くとしても、貴社が参加者に対して自らこのような一定の対策を講じることを約束していることからすれば、少なくとも、貴社には、婚活パーティーの開催に当たり、上記の貴社ウェブサイトに記載された内容の対策を講じるべき義務が課されているものというべきです。そして、万一、貴社がそのような対策の全部又は一部を怠ったことにより、参加者が感染症に罹患した場合には、貴社は、当該参加者に対し、債務不履行に基づく損害賠償責任を負う可能性があるといえます。

上記(2)に述べた感染症感染時の免責に関する定めは、このようにして貴社に生じ得る感染症感染に係る貴社の債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する規定であるため、消費者契約法8条1項1号により、無効となるものと考えられます。

以上のことから、当法人は、貴社に対し、貴社が開催する婚活パーティーへの参加に伴って参加者が感染症に罹患した場合の貴社の損害賠償責任を免除する旨の定めを削除するよう申し入れます。

6 振込手数料の支払義務の免除について—消費者契約法8条1項2号

- (1) 消費者契約法8条1項2号は、「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する条項」は無効とする旨規定しています。
- (2) 貴社ウェブサイトの記載内容のうち、別紙第1に（振込手数料の支払義務の免除関係）と表示した各文言は、パーティーが中止となった場合、前払いをするために参加者が負担した振込手数料の支払義務を免除する旨を定めています。
- (3) 貴社には、参加者に対し、参加契約に基づき、予定された婚活パーティーを開催すべき義務がありますので、パーティーが中止となるということは、貴社の債務不履行に当たり、それが貴社の責めに帰すことのできない事由によるのでない限り、貴社には、そのことにより参加者に生じた損害を賠償する責任が生じます。

参加者が前払いをするために振込手数料を負担するのは、貴社が開催するパーティーに参加するためです。パーティーが中止となった場合には、前払いをした参加者は、振込手数料を負担した目的を達することができないのであり、そのような意味において、参加者には、振込手数料が無駄になったと

いう損害が発生したことになると理解できます。

パーティーが中止となったことにより参加者に生じ得る損害は必ずしも振込手数料相当額に限られるわけではありませんので、パーティーが中止となった場合に貴社の振込手数料の支払義務を免除する旨の定めは、貴社の債務不履行により参加者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する規定であるといえます。

消費者契約法8条1項2号により、貴社、貴社の代表者又は貴社の使用する者の故意又は重大な過失による債務不履行により参加者に生じた損害の一部を免除する旨の規定は無効となるところ、貴社ウェブサイトの記載には、貴社等の故意・重過失の場合を除くことが明記されていないため、そのままでは、貴社等の故意・重過失の場合にも免責されるかのようにも解釈することができ、その部分については、消費者契約法8条1項2号により無効とされる可能性が高いと考えられます。

したがって、当法人は、貴社に対し、振込手数料の支払義務を免除する旨の定めを削除するよう申し入れます（削除しない場合には、貴社等の故意・重過失の場合を除く旨を明記してください）。

7 参加者に帰責事由がある場合に限定されることの明記について

キャンセル料は、参加者のキャンセルにより貴社に生ずべき損害を補填する目的で設定されているものと考えられます。

キャンセルをした参加者がキャンセル料名目で貴社に生ずべき損害を負担すべきことが正当化されるのは、キャンセルにつき参加者に責めに帰すべき事由があるためであると考えられます。民法上も、債務不履行による損害賠償責任は、債務不履行につき債務者に帰責事由があることを根拠として発生するものとされています（民法415条）。

逆にいえば、キャンセルにつき参加者に帰責事由がない場合には、キャンセルにより貴社に生ずべき損害を参加者が負担すべき基礎を欠くことになるのであり、キャンセル料を参加者に負担させることを正当化し得ないものと考えられます。

このような考え方は、例えば、旅館業に関して国土交通省（観光庁）が作成しているモデル宿泊約款等には明示的に表されています。モデル宿泊約款においては、宿泊予約者とその責めに帰すべき事由により宿泊予約を解除（キャンセル）する場合に限り、違約金（キャンセル料）が発生する旨が規定されています（モデル宿泊約款第6条）。

貴社の定めるキャンセル料関係の規律が、以上のことを当然の前提とし、参加者に帰責事由のないキャンセルについてはキャンセル料規定を適用しない

こととなっているのであればよいのですが、モデル宿泊約款の規定ぶりとは異なり、貴社のキャンセル料関係の規律には、帰責事由の要否が明示されておらず、分かりにくいものとなっていますので、別紙第2に提案するとおり、参加者に帰責事由がある場合に限りキャンセル料関係の規定が適用されることを明記されるようご提案いたします。

以上

(別紙)

第1 削除を求める文言関係

- 1 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_tokutei/

記載箇所 「クレジットカード払い時の返金」の項
削除を求める文言(1) (事務手数料関係)

A. パーティー開催4日前の午後8時迄に電話にてキャンセルされた場合

パーティー開催月の翌々月末に、事務手数料1,000円を引いた金額を、銀行振込にて返金致します。

削除を求める文言(2) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

D. A,B,C以外の場合

キャンセル料金が定価の全額発生しますので、ご返金致しかねます。

- 2 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_rules/

記載箇所 「ご利用規約」の「婚活パーティーのご参加について」の項
削除を求める文言 (感染症感染時の免責関係)

4. パーティー参加に伴う感染症 (例: コロナウイルス・インフルエンザなど) の感染については、弊社では一切の責任は負いかねます。自己責任の上でのご参加となりますこと、予めご了承くださいませ。

- 3 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_rules/

記載箇所 「ご利用規約」の「キャンセルについて」の項
削除を求める文言(1) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

3. レギュラーパーティーは3日前から、特別企画やコラボレーションパーティーの場合は10日前からキャンセル料が発生致します。キャンセルされる場合は電話予約センターにご連絡下さい。
(050-5531-9451)

削除を求める文言(2) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

4. キャンセル料は、男性・女性共、参加費 (定価) が2,000円以下のパーティーは2,000円、2,000円以上のパーティーは参加費 (定価) を3日以内に下記口座にお振込み下さい。
企画によってはそれ以前にキャンセル料金が発生する場合がございますので、必ずご確認下さい。

キャンセル料振込先

三菱UFJ銀行 横浜中央支店 (普)1109827 株式会社エクシオジャパン

削除を求める文言(3) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

5. オンライン価格にてご予約頂いた場合でも、参加費（定価）が2,000円以下のパーティーは2,000円のキャンセル料金、2,000円以上のパーティーは参加費（定価）100%のキャンセル料金を頂戴いたします。

4 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/

記載箇所 「お電話でお申し込みされる前に必ずお読み下さい」の項
削除を求める文言（感染症感染時の免責関係）

※パーティー参加に伴う感染症（例：コロナウィルス・インフルエンザなど）の感染については、弊社では一切の責任は負いかねます。自己責任の上でのご参加となりますこと、予めご了承くださいませ。

5 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/online.html

記載箇所 「オンラインでお申し込みされる前に必ずお読み下さい」の項
削除を求める文言（感染症感染時の免責関係）

※パーティー参加に伴う感染症（例：コロナウィルス・インフルエンザなど）の感染については、弊社では一切の責任は負いかねます。自己責任の上でのご参加となりますこと、予めご了承くださいませ。

6 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/payment.html

記載箇所 「クレジットカード決済について」の「(4) キャンセルされた場合の返金方法は、下記のとおりです。」の項
削除を求める文言(1)（事務手数料関係）

A.パーティー開催4日前の午後8時迄に電話にてキャンセルされた場合
パーティー開催月の翌々月末に、事務手数料1,000円を引いた金額を、銀行振込にて返金致します。

削除を求める文言(2)（婚活パーティーのキャンセル料関係）

D.上記A・B・C以外の場合
キャンセル料金が定価の全額発生しますので、ご返金致しかねます。

7 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/payment.html

記載箇所 「クレジットカード決済利用規約」の「(6) 返金について」の項
削除を求める文言(1)（事務手数料関係）

A.パーティー開催4日前の午後8時迄に電話にてキャンセルされた場合
パーティー開催月の翌々月末に、事務手数料1,000円を引いた金額を、銀行振込にて返金致します。

削除を求める文言(2)（婚活パーティーのキャンセル料関係）

D.上記A・B・C以外の場合

キャンセル料金が定価の全額発生しますので、ご返金致しかねます。

- 8 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/payment.html

記載箇所 「前払い振込制パーティーの主な注意点」の項
削除を求める文言（振込手数料の支払義務の免除関係）

万が一、前払い振込制のパーティーにおいてパーティーが中止となってしまった場合は、振込金額のみのご返金となります。（振込手数料の返金対応は致しかねます。）

- 9 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html

記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の「(1) キャンセルの
ルール（レギュラーパーティーの場合）」の項
削除を求める文言（婚活パーティーのキャンセル料関係）

パーティー開催4日前の 午後8時～パーティー当日	定価2,000円以下のパーティーの場合 2,000円	定価2,000円以上のパーティーの場合 参加費（定価）の100%
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

- 10 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html

記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の「(2) キャンセルの
ルール（コラボレーションパーティーや特別企画のパーティーの場
合）」の項

削除を求める文言(1)（事務手数料関係）

※振込制パーティーの参加費の返金については、キャンセル料の発生しない日にキャンセルされた場合のみ、事務手数料1,000円を差し引いた金額を返金致します。
（一部キャンセル料の発生日が異なるパーティーもありますので、ご予約の際には必ずご確認ください。）

削除を求める文言(2)（振込手数料の支払義務の免除関係）

※万が一、前振込制のパーティーにおいてパーティーが中止となってしまった場合は振込金額のみのご返金となります。（振込手数料の返金対応は致しかねます。）

削除を求める文言(3)（婚活パーティーのキャンセル料関係）

パーティー開催4日前の 午後8時～パーティー当日	定価2,000円以下のパーティーの場合 2,000円	定価2,000円以上のパーティーの場合 参加費（定価）の100%
-----------------------------	-------------------------------	-------------------------------------

- 11 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html

記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の「(3) キャンセル請
求額（キャンセル料が適用された場合）」の項

削除を求める文言(1) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

※ 男性・女性共、定価2,000円以下のパーティーは2,000円、2,000円以上のパーティーは参加費(定価)の全額請求致します。(いずれもオンライン予約の場合でも、通常料金の差額も含め請求致します)

削除を求める文言(2) (振込手数料の支払義務の免除関係)

※ 万が一、前振込制のパーティーにおいてパーティーが中止となってしまった場合は振込金額のみのご返金となります。(振込手数料の返金対応は致しかねます。)

- 1 2 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html と
記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の「(5) 返金について」
の項

削除を求める文言(1) (事務手数料関係)

A.パーティー開催4日前の午後8時迄に電話にてキャンセルされた場合
パーティー開催月の翌々月末に、事務手数料1,000円を引いた金額を、銀行振込にて返金致します。

削除を求める文言(2) (婚活パーティーのキャンセル料関係)

D.上記A・B・C以外の場合
キャンセル料金が定価の全額発生しますので、ご返金致しかねます。

- 1 3 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_after/

記載箇所 「ご依頼の前にお読み下さい」の項

削除を求める文言 (アフターフォローサービスのキャンセル料関係)

※ご依頼後にキャンセルをされた場合は、電話でのご依頼/オンラインでのご依頼共にキャンセル料(3,000円)が発生します。

- 1 4 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_after/tel.html

記載箇所 「電話からお申し込みする前にお読み下さい」

削除を求める文言 (アフターフォローサービスのキャンセル料関係)

※ご依頼お預かり期間は、パーティー参加日より1ヶ月間となっております。期間内に依頼をキャンセルされた場合は、キャンセル料(3,000円)が発生します。お気をつけ下さい。

第2 変更を求める文言関係

- 1 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html

記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の項

変更を求める文言

ご予約をキャンセルされる場合、下記規定に応じてキャンセル料が発生します。

提案する文言

お申込者様はその責めに帰すべき事由によりご予約をキャンセルされる場合、下記規定に応じてキャンセル料が発生します。

- 2 URL https://www.exeo-japan.co.jp/ex_method/cancel.html
記載箇所 「予約取り消し・キャンセル料について」の「(5) 返金について」
の項

変更を求める文言

※クレジットカードでお支払い頂いた料金の返金は、以下となります。

提案する文言

お申込者様の責めに帰すべき事由によりご予約をキャンセルされる場合、クレジットカードでお支払い頂いた料金の返金は、以下となります。